

みんなのみどり

通刊 7 号

2009.7.3

発行 みどり・山梨

事務所：山梨県甲府市古府中町984-2

(川村方)

電話：055-252-0288

FAX：0553-33-7620

URL:<http://www.midoriyamanashi.com>

E-mail:kankyo@midoriyamanashi.com

郵便番号 00220-3-73986 みどり・山梨

「リニア市民ネット」への参加と活動

川村晃生

3月に発足した「リニア・市民ネット」に、「みどり・山梨」からも多くのメンバーが参加しているが、5月以降も活発な活動があったので要点を記しておきたい。

5月23日(土)に明星大学教授橋山禮治郎氏(政策学)の講演「リニア中央新幹線の課題」をお聞きし、議論がなされた。(「みどり・山梨」は共催団体 / 場所は甲府市総合市民会館)

講演内容は、リニア中央新幹線(以下リニア)の計画概要から始まり、さまざまな問題点が提起された。まず JR 東海が言うリニアの必要性として

- 1、在来東海道新幹線の輸送力の限界を打破する必要性
- 2、老朽化、東海地震に対するバイパス路線の必要性
- 3、大幅な時間短縮の必要性

の三点を挙げているが、それらはいずれも疑問があり、他に適当な手段があることを指摘された。なかでも人口減少等による利用客の減少や経済状況から考えて、需要が見込まれないことは営業路線として成り立たないであろうことを予測させるもので重要なポイントである。在来の東海道新幹線との二本立てでは、単純に考えても利用客が2倍にならないと営業収益は上がらないはずなのだ。

またプロジェクトの成功には3つの条件(1)経済性、(2)技術的信頼性、(3)環境対応性が必要とされ、それらの点から考えても十分なものではないと断言されている。まして、

リニアを国民が本当に求めているかという観点をふくめ、目的・手段の正当性、説明責任、公益事業としての持続性と責任ある経営判断などが真摯に問われねばならないとされている。

次に7月25日(土)にも、同氏の講演会が松本市(松本勤労福祉センター/主催は「リニア市民ネット長野」、「みどりネット信州」など)で開かれ、「みどり・山梨」からも2名が参加した。この折参考資料として、JR 東海のリニア需要予測の詳細が配布され、その見通しの甘さが明らかになった。

そして8月1日~2日にかけて、南アルプスを貫通するトンネルの長野県側の坑口にあたる大鹿村で現地学習会が行われ、「みどり・山梨」から6名が参加したが、長野その他の住民や JR 東海労組などからの参加を併せ多数の人が集まった。

初日は大鹿村の中央構造線博物館の見学と説明、またとくにリニアのトンネルとの関連に関して同館学芸員の河本和朗氏の講演「南アルプスの地質と地形の成り立ち」をお聞きし、トンネルが地震や山の崩落によりきわめて危険な位置に掘られようとしていることを理解することができた。2日目はリニアのトンネル試掘地と崩落地を2ヶ所回り、「伊那谷自然友の会」の松島信幸氏の案内のもと説明をお聞きし、トンネル掘削の危険性を実感することができた。一方「リニア市民ネット」は、7月15日付で、JR 東海(社長松本正之)に対し、見込み予算

額 5.1 兆円の内訳、消費電力、電磁波問題、トンネルの自然への影響など、11項目にわたる質問書を提出したが「公表できる資料やデータ

等はホームページ等で適切に公表している」との誠意のない回答が返送されたにとどまっている。

鳶ヶ巣近辺のトンネル試掘跡



博物館で河本和朗氏の説明を聞く



大鹿村の鳶ヶ巣の崩落地を見学する参加者

大西山の崩落地を見学する参加者



グリーンレター

日本は戦争をしてこなかった？

「みどり・山梨」会員 たち 城 伸一

『後方地域支援』日本の周辺事態の際に、米軍の後方地域において行われる支援活動のこと。周辺事態安全確保法に定められた行為。『兵站』戦場の後方にあつて作戦に必要な物資の補給や整備、連絡などにあたる機関。=大辞林=

政府は『後方地域支援』と『兵站』は全く異なるとしていますが、政府以外の人々にとっては全く同一の言葉です。兵站という軍事用語を使うと憲法9条に直接違反してしまうので政治的言い替えを行っているのです。『兵站』を維持することができなければ、戦争を継続して行くことはできません。

この言葉の意味を知ると歴史を見る目が変わります。

“戦後日本は戦争をしたことがない”。今でも学校ではこう教えられているのでしょうか。朝鮮戦争では日本全土が兵站基地どころか出撃基地となり、ベトナム戦争でも沖縄からB-52が出撃して北爆を行いました。湾岸戦争 アフガニスタン イラク戦争でも米軍は日本から出撃しました。日本政府の発表はいつでも“通常任務で出港の後に任務変更になったもので何の問題もない”というものでした。

日本は戦後一貫して米軍の出撃基地を提供し、後方支援という名で兵站を担ってきたのです。日本は米軍と共に戦争してきた。

山梨においては北富士演習場で朝鮮の村を模した村落が作られて訓練が行われたと聞いていますし、イラク戦争では自衛隊のサマワ宿营地と同じものが作られ訓練をしており、日米共同で戦争訓練をしているのです。戦争のできる普通の国にさせたくない。

自衛隊を軍隊にして武力行使ができるように、米軍が攻撃されたら日本軍が反撃できるようにする『改憲』(自民党は新憲法制定)が計画されています。

防衛秘密・外交秘密といい、陰に隠れて国民を騙し、あざむきながらやってきたことをこの際一挙に変えてやれ。米軍支援は国際貢献の第一義であるとばかりに憲法9条を投げ捨て、足蹴にしようとしています。『密約』問題はその典型です。憲法条文の解釈を変える「解釈改憲」や憲法9条違反の既成事実を積み重ねる「実質改憲」ではもはや“やっていけない”という支配層の危機の現れであり、憲法を基礎とした国政を行ってきたことがないという歴代政府の“自白”でもあるわけです。



憲法審査会設置と明文改憲の動き

百万人署名運動事務局長 西川重則インタビュー より抜粋

来年5月18日に改憲国民投票法が施行されます。5月18日以降なら、改憲原案を国会で審議し、可決することができるということです。だからその前に改憲原案を事実上まとめてしまう。これが憲法審査会の目的です。衆議院の政党別議席数に比例させ、出席議員の過半数(与党案 4月23日提出)なら社民、共産の議員はごく少数で、それなら結論は最初から決まっているようなものです。

一方で解散、総選挙情勢ですが、こうした改憲勢力の動きは見落としてはなりません。

西川さんの引用をさせていただきましたが、安倍元首相の政権放棄で明文改憲は遠のいたと思われた方も多いと思いますが、彼ら改憲勢力は着実に事を進めています。私たちはより大きな「改憲」反対の声を挙げ「戦争のできる国づくり」反対のうねりをより多くの人々と連帯して作り出してゆこうではありませんか。

自己紹介

とめよう戦争への道、山梨連絡会会員 07年よりJマートユニオン執行委員(山梨~長野地区長) 04年 パート、アルバイトの有給休暇取得を求め労基署へ告発。05年 不払い残業代支給を求め同じく告発。07年 元管理職者の組合復帰協約を結ぶ。組合復帰、08年 定年再雇用者の組合員協約を結ぶ。09年3月 定年再雇用。6月春闘の中で、雇用保険未加入の有資格者の保険加入を求め告発予告して加入を決断させる。なお継続中。労働現場はヤミの中。市民といっても労働者。職場の闘いと生活域の闘いを結合することなしには地域、社会は良くなれないと信じています。



明野処分場操業 1 か月経っての大きな心配

処分場が操業してか1カ月が過ぎました。実際の操業が始まることによって、これまで私たちが山梨県に訴え続けてきたことがやはり現実のものであったことが日々証明されています。

すなわち、この処分場は必要のないもの、このような場所に作ってはならないものだったのです。数ある問題点の中で、今日は以下の2点についてのみ、お伝えしたいと思います。

- 1、 本件処分場は日々負債を積み重ねるものであり、受け入れ単価を安くしたり、期間を延長したりすることはこの負債を更に増大させ、それを私たち県民に押しつけるものである。
- 2、 本件処分場は既に周辺環境を汚染し始めており、受け入れ単価を安くしたり、期間を延長したりすることはその汚染を更に増大させ、私たち明野町民の生命と健康を脅かすことになる。

事業団はこれまで、本件処分場が5.5年の操業によって49億円の売り上げを見込めると報告してきました。この目標から逆算すると、土・日・祝祭日を除いた実働稼働日年間240日程度、5.5年で1320日として、1日370万円余の売り上げが必要になります。

ところで、事業団の経営審査委員会(6月23日)によると、開業後、1ヶ月(5月21日~6月20日)が経った時点で稼働日数22日、実際には1日平均1台程度の搬入しかなく、受け入れた廃棄物量152トン、1日平均6.9トンで概算13万円余の売り上げしかありません。つまり、1日360万円程度の負債を重ねているわけです。総売り上げは1億7千万円余しか見込めず、目標の3.4%に過ぎません。

これを何とかするために受け入れ単価を安くしようという議論がありますが、人件費、汚水処理施設の稼働、処分場全体の維持管理費、各種測定費用などのランニングコストは売上高にかかわらずかかってくるのですから、必要経費を下げることは不可能です。

したがって、受入れ単価を安くするためには県費を投入して、受入単価に下駄を履かせるしかないわけです。結局のところ、その負担はすべて私たち県民が負わされることになります。これを延長させるということは、その負担を日々増大させていくことです。

更に、遮水シートに穴の開くことは事業団も認めていることであり、処分場が古くなればなるほどたくさんの穴が開くことになります。その際、事業団は地下水汚染を食い止めるために、穴の開いた箇所を掘り返し、それを塞ぐと説明してきました。一番深いところの修理に2千万円以上かかるらしく、アスベストを埋めたところに穴が開いた場合、更に特殊な処理が必要なため、費用もそれだけかかります。

これはもともとの予算には含まれていませんから、その分の費用も県費を投入することになります。

他県の事例ですが、公共事業の処分場で稼働当初から穴が開きまくり、厳しい財政事情のため、結局操業を中止した話も耳にするくらいです。

対策協は、処分場稼働以前から水質等の調査を行ってきました。5月21日からゴミが埋め立てられ、ゴミの量が予定よりも大幅に少ないとはいえ、そこから出た汚水処理水が既に湯沢川に放流されています。これによって、湯沢川の水質が変化してきています。これは汚染の傾向に他なりません。

また、対策協は車両搬入の監視も行っています。実際に見てみると、動力噴霧器で散水しているにもかかわらず、ダンプアップによってすさまじい粉塵が舞い上がっています。これらの粉塵にはさまざまな有害物資が含まれています。明野の水と大気の汚染は現実のものとなっているのです。

県民に赤字の負担を押し付けて受入車両台数を増やした場合、この汚染が更に深刻なものになることは火を見るより明らかです。

更に、事業団は「なりふり構わず」の状態になっています。私たち住民への説明では、搬入車両の受入れは1週間前の予約が必要であったはずなのに、今や前日の夜の予約で翌日の受入が可能になっています。そもそも実効性の怪しかった展開検査も、車両台数が増えればなし崩し的に、いい加減なものとなっていくでしょう。

期間の延長はこれらすべての問題を少しも解決しないまま、私たちがその有害物資に晒される期間を長くすることになるのです。

県・事業団はこれまで「黒字になる」と言い続け、「安全である」と言い続けてきました。彼らがどれだけ嘘つきであるのか、今や皆様にもお分かりのことと思います。

一度、嘘をつく、これをつき続けなければなりません。その結果、県・事業団は本件処分場を建設してしまったのです。真実はどこにあるのでしょうか。県民への負担を最低限に抑え、明野住民の生命と健康を守るためにはどうすればいいのでしょうか。そのためには、1日も早く、本件処分場を停止し、埋め立てられたゴミの少ないうちに速やかに撤去することです。遅くなればなるほど、県民への負担と明野住民の被害が大きくなっていきます。

対策協はこれを強く主張します。

明野廃棄物最終処分場問題対策協議会
代表 篠原 出
事務局住所 北杜市明野町浅尾 3475



とことん市民・野沢今朝幸の 笛吹市議会レポート

主な議会活動 < H21年 第4回臨時議会 (6 / 29) >

野沢勝利議員に対する「議員辞職勧告決議案」に棄権

賛成多数で可決（賛成17名、棄権5名）。棄権した理由は、野沢氏が本来支払わなければならないと考えられる下水道工事費負担金695万円の問題が全く解明されることなく、市税や下水道受益者負担金の滞納をもって、辞職に値するとしているからである。私は他の2人の議員とともに、100条委員会（地方自治法100条で規定されている議会が調査権を有する委員会）の設置案を提出し、徹底解明を求めたが、大多数の議員の反対によって議案提出さえできなかった。

H21年 6月定例議会 < (6/4 ~ 6/16) >

一般質問

(1) 投票所1/4削減案を問い直す

公選法のもとで行われる選挙の投票所を40ヶ所から30ヶ所へと削減するという考えから、3月定例議会に予算計上され、その審議の席上ですでに反対討論を行った。しかし市長部局は全く再検討する姿勢を示さなかったため、再度、民主主義の根幹（国民の投票権＝参政権）を否定するものだ、として市長部局の方針の誤りを正す。今回も「馬の耳に念仏」でどうしようもなかったが、一般質問で取り上げることによって、市民の世論喚起には一定の効果があったと考えている。

(2) 地産地消推進の本気度を問う

私は今回の選挙公約の1つに「地産地消の推進」を掲げ当選したが、市長部局も本年度の主要事業の1つとして「地産地消の推進」を挙げている。（平成21年度マニフェスト）。そこで、地産地消の行政における位置づけ、またその具体策、さらに推進体制などを問い直す中で、その本気度を確かめてみた。答弁した観光振興部長からは比較的積極的な発言を得ることができたが、市長本人が答弁に立とうとしないところからすると、その本気度は？がつく。

この地産地消の推進については今後もシツコクやっていくつもりである。

議会・議員の実態（その2）

自らの権能に自覚がなく、執行部の言いなりの議会

自治体議会の主要な権能は2つあり、1つは自治体の法である条例を制定することであり、もう1つは市町村長部局（行政）を制御・監視することである。簡単に立法権と制御権といってもいい。

先回のレポートでは、「会派」に関する非常識な笛吹市議会の実情を報告したが、今回はこの「制御権」にかかって、またもや非常識な事態が発生したのでそのことを報告する。

新聞紙上を何度となく賑わした「野沢勝利議員の下水道工事負担金未納問題」をめぐって、その非常識な事態は発生した。自治体行政に対する議会の制御権を法律によってもっとも強力に裏づけているのは、地方自治法100条に規定されている「議会の調査権」である。私は他の2人の議員とともに、野沢議員の問題を徹底的に解明するには、行政への調査権が発動できるこの100条委員会の設置しかないと考え、野沢議員問題の解明は行政の背信行為の究明なしにはありえないのでー

そのための議案提出をしようとした。しかし、議案の上程の可否を話し合う議会運営委員会において、予算の裏づけがないとして上程を拒まれた。そのキッカケになったのは、議会運営委員会に同席していた市長の「議案には10万円が調査経費として記載されているが、これはどこから出せるのですか」という発言であったと言う（私は議会運営委員会のメンバーではないので、そのメンバーから聞いたところによる）。つまり、その疑問符での問いかけは、予算の裏づけがないから調査（100条）委員会など設置できないというものである。

市長の発言は、予算編成上の約束ごとに対するまったくの無理解と、そして何よりも議会の重要な機能を反故にしようとするところからきている。100条委員会が行政にかかわる事件の発生を前提にはじめて設置できることを考えれば、当初予算で事前に予算計上などできようはずがない。

もしこのような形でも予算計上が許されるならば、予算編成上の原理原則は崩れ、予算書が体を成さなくなることは明らかである。そして議会をして何よりも問題は、議会の重要な権能を反故にしようとしている市長の考えに沿っている点にある。その結果、市長部局としてもっとも恐れる議会の権能である調査権 “ 証人喚問などで構成されている ” を自ら手放すという事態が発生した。

まさに議会の重大な責務の放棄である。

マスコミの勉強不足から？ニュースにならなかったのは幸い？である。

9月の定例議会では、議会の制御権を取り戻すために、この問題を取りあげ、非常識な議会と非常識な市長の姿勢を正すつもりである。

編集後記

世間は「政権選択」をかけて衆院選挙で賑やかだ。それにしても「みどり・山梨」として選挙に関わることができないことは寂しい。経済不況のなか右から左まで成長経済にその望みを託しているわけだが、その具体策は説得力に乏しい。本来なら、この辺で持続可能な経済にチェンジしていくべきであり、そのほうがずっと首尾一貫した政策が展開されるはずである。

環境の問題もエネルギーの問題も、それをある程度解消していくには、これからはポチポチ生きていくしかないと思う。そのポチポチをしっかりと政策として、そして生活のスタイルとして位置づけられるのは「みどり・山梨」であろう。

『みんなのみどり』がそんな観点からの百家争鳴の場になればと期待している。それにしても私の怠惰から発刊が大きく遅れたこと（一か月位）をお詫びいたします。

第7号編集担当者の責任ではありません。発行業務に携わる事務局の不手際から発刊が遅れ、すでに政権選択は民主党圧勝という歴史的な政権交代となり、印刷時には内閣まで発足いたしました。乞うご容赦